

東京都教育ビジョン（第2次）中間まとめの概要

第1 基本的な考え方

I 東京都教育ビジョン（第2次）策定の経緯

- 東京都教育委員会では、平成16年4月に「東京都教育ビジョン」を国に先駆けて策定し、着実に教育改革を推進してきた。
- しかし、社会の急激な変化を的確にとらえ、新たな教育課題に対応するためには、更なる教育改革を展開していく必要がある。
- このため、東京都教育委員会は、平成20年5月に「東京都教育ビジョン（第2次）」を策定し、今後10年間の社会の変化を見据え、東京都が目指すこれからの教育の姿を明らかにするとともに、その実現に向けた、新たな取組の方向や重点施策、5年程度を計画期間とした推進計画を示すこととする。
- なお、この「東京都教育ビジョン（第2次）」は、平成18年12月の教育基本法改正により新たに規定された教育振興基本計画としても位置付ける。

II 東京都が目指すこれからの教育

東京都教育委員会は、子供たちが将来の夢に希望を持ち、多くのことに感動しながら成長することができるよう、教育行政に取り組んでいく。

1 社会全体で子供の教育に取り組む

(1) 家庭・学校・地域・社会の連携の強化

家庭・学校・地域・社会が、期待される役割を果たし、連携・協力して子供の教育に当たることは、社会全体の教育力向上にもつながるため、区市町村教育委員会とも協力しながら、社会全体で子供の教育を支える仕組みづくりを推進する。

(2) 外部人材の積極的な活用

学校だけでは解決が困難な課題への対応や教育の質の向上のためには、様々な経験や専門性を有する人材を学校や地域における教育活動に積極的に活用することが重要である。

2 「生きる力」をはぐくむ教育を推進する

(1) 次代を切り拓く力の育成

激しい競争社会において、子供たちが自分の未来を切り拓いていくためには、「生きる力」が重要であり、とりわけ、他者と人間関係を築く力が必要となる。

(2) 「確かな学力」の育成

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、知識や技能を活用する学習活動を重視し、子供たちの「確かな学力」の育成を目指した教育を推進する。

第2 取組の方向と重点施策

I 家庭や地域の教育力向上を支援する

1 家庭の教育力の向上

- (1) 家庭教育を担う親への支援体制の充実

- (2) 仕事と生活の調和による親の教育参加の推進
- (3) 学校における家庭教育への支援
- 2 幼稚園・保育所における教育的機能の向上**
- (4) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実
- (5) 幼稚園・保育所の連携促進
- 3 すべての都民の参加による地域教育力の向上**
- (6) 団塊の世代等の活躍による教育活動の活性化
- (7) 企業等による地域における教育活動の促進
- (8) 学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進

Ⅱ 教育の質の向上・教育環境の整備を推進する

- 4 教員の資質・能力の向上**
- (9) 教員養成段階における実践的な指導力の育成
- (10) 現職教員の指導力向上
- (11) 職責・能力・業績を重視した新たな人事・給与制度の構築
- 5 特色ある学校づくりの推進**
- (12) 生徒・保護者の期待にこたえる学校づくり
- (13) 社会の期待にこたえる人材の育成
- 6 外部専門家の教育活動への積極的な活用**
- (14) 外部専門家の教育活動への積極的な活用
- 7 特別な支援が必要な子供の教育の充実**
- (15) 特別支援教育の充実
- (16) 外国人の子供に対する教育の充実
- 8 子供の安全・安心の確保**
- (17) 子供が安全に暮らすための取組の推進
- (18) 有害情報から子供を守るための情報教育と企業との連携の推進
- (19) 学校における震災対策の推進

Ⅲ 子供・若者の未来を応援する

- 9 児童・生徒の「確かな学力」の向上**
- (20) 「確かな学力」を育成するための授業改善の一層の推進
- (21) 都立学校におけるICTを活用した授業力の向上
- 10 子供の心と体の健やかな成長**
- (22) 規範意識や思いやりの心の育成
- (23) いじめ、暴力行為、不登校への対応の強化
- (24) 子供の体力向上と健康づくりの推進
- (25) 部活動の振興
- 11 子供の社会的自立を支援する取組の推進**
- (26) キャリア教育の推進
- (27) 障害のある生徒の自立と社会参加に向けた教育の推進
- 12 首都東京・国際社会で活躍する日本人の育成**
- (28) 人間関係を築く基礎となる力の育成
- (29) 社会貢献の精神を育成する教育の推進
- (30) 日本の伝統・文化に対する理解の促進